

第 7 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成25年 7月19日(金) 午前10時00分

場 所 津市水道局 2階 大会議室

出席部会委員 1 池田 長義・2 太田 義政・3 森 恒利・5 青木 正司
6 赤塚 薫 ・7 伊藤 征一・9 大田 武士・13 丹羽 芳久
14 前田 紀男・15 杉谷 正美・16 田中 茂人・20 中川 文博
22 中林 長一・23 平井 秀次・43 後藤 勝

以上15名

欠席委員 10 奥山 勘五郎・48 前川 正次

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第1農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 飯田事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部主査 美里：谷川主査 安濃：紀平副主幹
芸濃：後藤副主幹 香良洲：東山主査

議事録署名者 43 後藤 勝・13 丹羽 芳久

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)

報告第6号 時効取得による所有権の移転について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)

- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可）
- 議案第 3 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可取消願いについて（農業委員会許可）
- 議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第 7 号 非農地証明願について
- 議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定について（別冊）

議 事 の 大 要

- 議 長 それでは第 7 回第 1 農地部会を開催させていただきます。
 本日の欠席は 2 名で、出席委員は 1 5 名です。それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。4 3 番 後藤 勝委員、1 3 番 丹羽 芳久委員、よろしく願いいたします。
 まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。それでは報告第 1 号から第 6 号まで、事務局から一括して報告をお願いします。
- 事 務 局 議案書の 1 ページをお願いいたします。
 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について、でございます。
 番号 1 から 3 まで、件数は 3 件、合計面積 6, 7 8 1 m²で、その内訳は、全部、田でございます。
 これらにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約したものであります。
 2 ページから 5 ページをお願いいたします。
 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について、でございます。
 これらにつきましては、相続の届出によるものでございまして、件数は 8 件、合計面積は 3 6, 5 6 6. 2 5 m²で、その内訳は、田が 2 2, 4 8 2. 2 5 m²、畑が 1 4, 0 8 4 m²でございます。いずれの案件もあつせん等の希望はございません。
 6 ページをお願いいたします。
 報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、ござ

います。

番号1は、一般個人住宅用地、番号2は、長屋住宅用地、番号3は、駐車場用地、番号4は、一般個人住宅用地でございます。件数は4件、合計面積は1,603㎡で、その内訳は、田が1,228㎡、畑が375㎡でございます。

7ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1から3までは、駐車場用地、番号4は、一般個人住宅用地、番号5は、駐車場用地、番号6は、一般個人住宅用地、番号7は、倉庫及び駐車場用地でございます。

以上件数は7件、合計面積は2,668㎡で、その内訳は、田が996㎡、畑が1,672㎡でございます。

8ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は、田で298㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第6号 時効取得による所有権の移転について、でございます。

番号1、これにつきましては、昭和63年10月2日より、権利者である _____ が所有する畑と隣接する義務者所有の田を一体として利用しており、20年以上前から、所有の意思をもって平穩・公然に占有することによって、取得時効が完成していると判断されるものであります。面積は、田で109㎡でございます。以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より報告があったとおりでございますので、よろしく願います。それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受け人 _____、面積3,041㎡、渡し人 _____、面積3,041㎡、申請地 白塚町境 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積158㎡ 外4筆で、合計面積1,650㎡です。

これにつきましては、相続整理のため受人に贈与しようとするものです。

番号2、地区 豊津、受け人 _____、面積6,375㎡、渡し人 _____ 外1名、面積2,355㎡、申請地 河芸町一色石橋 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積991㎡。

これにつきましては、渡人の住所が遠方のため耕作が不便であることから、受人は、申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号3、地区 黒田、受け人 _____、面積3,648㎡、渡し人（亡） _____、遺言執行者 _____、面積43,500.49㎡、申請地 河芸町三行大門 _____、台帳地目・現況地目とも田、面積399㎡ 外3筆で合計1,686㎡。

これにつきましては、遺言による特定遺贈になります。この遺贈について若干説明させていただきます。遺言による遺贈につきましては、特定遺贈と包括遺贈の2通りがあります。この人に、この農地を与えるというように、遺贈する物と受ける人を特定した場合の遺贈を特定遺贈といいます。

一方、遺言者が「財産の半分を譲る」など相続人と同等の地位を与える遺贈を包括遺贈といいます。この包括遺贈と、相続人に対する特定遺贈につきましては、農地法第3条の規定による許可は不要となっています。

この案件につきましては、_____の孫への特定された農地の遺贈になり、相続人以外への特定遺贈になりますことから、3条の許可申請が提出されたものです。

以上件数は3件、合計面積は4, 327㎡で、その内訳は田2, 677㎡、畑1, 650㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、1番、白塚。

青木委員 5番 青木です。これは親子でありますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 2番、豊津。

丹羽委員 13番 丹羽です。現場確認をしたところ、しっかり作られていましてですね、機械設備等も持っておられるということで、問題ないと思います。

議 長 3番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。これは、孫さんへの遺贈ということで、問題ないかと思ひます。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については、許可することに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 櫛形、申請者 _____、申請地 小舟南ノ垣内_____、

台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積23㎡ 外1筆で、合計面積46㎡です。

これにつきましては、居宅用地の一部として以前から利用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

番号2、地区 櫛形、申請者 _____、申請地 分部赤坂_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積9.72㎡。

これにつきましては、以前から宅地の一部として使用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。

以上件数は2件、合計面積は55.72㎡で、その内訳は田9.72㎡、畑46㎡でございます。

いずれの案件も農地区分は第2種農地と判断され、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、2番、櫛形。

森委員 3番 森でございます。1番につきましては、7月11日に、部会長と地元委員さんで現地を調査いたしました。現況地目としては、ただいま事務局の説明の通りであります。これは、申請者の長男が結婚を機に、既設住宅に増設したもので、約30年間暮らしているもので、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

2番でございますが、本案件につきましても11日に事務局と地元委員と現地調査をいたしました。これにつきましても、事務局の説明通り、台帳地目、田の一部を宅地利用しておりました。農地の転用について、特に問題はありませんのでよろしくお願いいたします。

議長 はい、どうもありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 はい、ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第2号については、許可をすることに決定をいたします。

次に議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可取消願について（農業委員会許可）事務局の説明をお願いします。

事務局 12ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可取消願について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 安濃、申請者 _____、申請地 安濃町内多東大澤_____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積1,626㎡です。

これにつきましては、平成25年3月25日に許可しました案件ですが、今回5条により所有権移転の申請をするため、許可の取り消しをお願いするものです。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。地元委員の

意見を伺います。

中林委員 22番 中林。ただいまの事務局の説明通り、今回取り消すことに問題はないと思います。その後で出てまいります、5条についてご審議願いたいと思います。

議長 ありがとうございます。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第3号については、許可をすることに決定いたします。
次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）事務局の説明をお願いします。

事務局 13, 14ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 白塚、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 白塚町北永定_____、台帳地目・現況地目とも田、面積192㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号2、地区 安東、受け人 _____、渡し人 _____外1名、申請地 一色町平田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積345㎡ 外1筆で合計面積596㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、店舗用地、駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号3、地区 片田、受け人 _____ 理事 _____、渡し人 _____、申請地 片田長谷町西谷_____、台帳地目・現況地目とも田、面積383㎡ 外4筆で合計面積2,115㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

番号4、地区 高野尾、受け人 宗教法人_____、渡し人 _____外1名、申請地 高野尾町六呂_____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積219㎡ 外2筆で合計面積1,070㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、駐車場用地とするものです。

なお、この申請地につきましては、平成24年5月から駐車場として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 黒田、受け人 _____ 代表取締役 _____、渡し人 _____、申請地 河芸町三行高城_____、台帳地目・現況地目とも田、面積2,685㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、ガス圧の調整、

遮断施設及び資材置場用地とするものです。農地区分は、第2農地と判断されます。

番号6、地区 椋本、受け人 _____、渡し人 _____、申請地 芸濃町椋本東豊久野 _____、台帳地目 畑、現況地目 田、面積489㎡ 外1筆で合計面積1,675㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、長屋住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 安濃、受け人 _____代表役員 _____、渡し人 _____、申請地 安濃町内多東大澤 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積1,626㎡。

これにつきましては、受人は、渡人より申請地を譲り受け、植林しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は7件、合計面積は9,959㎡で、その内訳は田8,400㎡、畑1,559㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。1番、白塚。

青木委員 5番 青木です。7月9日に北部地区の委員に現地確認していただきました。何ら問題はないということでよろしく申し上げます。

議長 2番、安東。

太田委員 2番 太田です。同じく、9日に現地立会いをしていただきました。特に問題はございません。よろしく申し上げます。

議長 3番 片田。

森委員 3番 森でございます。本件は、7月12日、守山会長、伊藤部会長にも立会いをいただきまして、地元委員と現地調査をいたしました。ただいまの事務局の説明通り、福祉施設に隣接をしております、特に問題はないと思います。

議長 4番、高野尾。

赤塚委員 6番 赤塚です。12日に会長始め部会長と事務局の方に現地確認に来ていただきました。地元の神社で駐車場がなかったということでした。始末書も出されているということで、問題ないと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 5番、黒田。

丹羽委員 13番 丹羽です。 _____が、鈴鹿、津市、松阪へのガス供給という目的で、現在海岸沿いに走っているガスを地震・津波対策もあり、山側へ回しバ

ックアップ体制を取りたいとのことで、当該地はこの中間地点に位置するため、圧力調整用のバルブステーションを作りたいということでした。会長さん、部会長さん、それから事務局等も来ていただきまして、見せていただきましたので、特に問題はないと思います。よろしく願いをいたします。

議 長 6番、椋本。

田中委員 16番 田中です。会長さん、地元の委員、事務局と現地確認をいたしました。事務局の説明通りでございまして、地元の委員といたしましては、何ら問題はございません。よろしく願いいたします。

議 長 7番、安濃。

中林委員 22番 中林。12日の現地確認では、会長と部会長、それから事務局と農業委員4名で行い、何ら問題はございませんので、よろしく願いいたします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第4号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 15ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 豊津、借り人 _____外2名、貸し人 _____外10名、申請地 河芸町影重浜新田_____、台帳地目・現況地目とも田、面積76㎡外11筆で、合計面積1,330.52㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を借り受け、下水道工事用の駐車場及び資材置場用地とするもので、本年9月1日から平成27年5月31日までの一時転用となります。農地区分は、第2種農地と判断されます。件数はこの1件で、すべて田になります。

農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、地元委員の意見を伺います。豊津。

丹羽委員 13番 丹羽でございます。丁度、_____の工事があって、_____が、工事業者の人数が増えるために駐車場用地と資材置場用地として、さらに1,330.52㎡を借りたいということで、期限限定27年5月31日までということで、問題ないというふうに思います。よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございました。地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第5号については、許可をすることに決定いたします。

次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）事務局の説明をお願いします。

事 務 局 16ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 楡形、借り人 _____、貸し人 _____、申請地 分部赤坂_____、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積14㎡ 外1筆で、合計面積23.94㎡です。

これにつきましては、借り人は、祖父である貸し人と使用貸借契約を締結し、申請地を農家分家の一般個人住宅用地とするもので、以前から宅地の一部として使用しており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、地元委員の意見を伺います。1番、楡形。

森 委員 3番 森でございます。本案件は、議案第2号の関連案件でございまして、7月11日に現地調査をいたしまして、ただいま事務局の説明通り、借り人は貸し人の孫ということで、特に問題はないと考えます。よろしく申し上げます。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第6号については、許可をすることに決定いたします。それでは、次に議案第7号、非農地証明願について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 17ページをお願いいたします。

議案第7号 非農地証明願について、でございます。

番号1、地区 草生、願出者 _____、申請地 安濃町草生八幡前_____、台帳地目 田、現況地目 荒田、面積655㎡ 外3筆で、合計面積865.41㎡です。

これにつきましては、昭和50年ごろから、県道亀山白山線の拡幅時に所有地が分断され、元来から急傾斜地の農地であり、獣害もひどかったことから、耕作不能となり現在に至っています。

津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第3号の規定により、当該土地が耕作放棄地となり20年以上経過し、農地への復元も困難であるという要件に該当しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、地元委員の意見を伺います。草生。

平井委員 23番 平井です。7月12日に現地確認をいたしました。事務局の説明通り荒廃して、復元させるのも困難で何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。それでは、地元委員さんからは異議のない旨の発言がありました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第7号については、証明をすることに決定いたします。

次に別冊でお配りしました議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 利用集積計画のほうをご覧いただきたいと思います。表紙を1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧いただきたいと思えます。まず、各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

津地区につきましては、田の賃貸借、所有権移転合わせて31,828㎡、畑の賃貸借1,021㎡で、契約件数は9件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借と使用貸借合わせて6,790㎡、畑の使用貸借1,376㎡で、契約件数は3件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借4,461㎡、畑の使用貸借3,548㎡で、契約件数は5件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借7,240㎡で、契約件数は1件でございます。

美里地区及び香良洲地区につきましては、今回、集積はございません。

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借、所有権移転を合わせて50,319㎡、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて5,945㎡で、合計契約件数は18件、合計面積は56,264㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。地区別の認定農業者への集積は、津地区1件、安濃地区2件、芸濃地区1件でございます。合計で、契約件数が4件、面積は17,170㎡です。

なお、今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。皆さんいかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については適正であると認め、市長に進達することにいたします。以上で、本部会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。それでは、第7回第1農地部会を終了いたします。

午前10時43分

上記は、第7回第1農地部会の議事を録したものである。

平成25年7月19日

議長

出席委員

出席委員